

2021年1月22日（金）8：00～参議院議員会館・講堂

立憲民主党「新型コロナウイルス対策本部・内閣・厚労・法務部会合同会議」

【1月19日合同会議 / 1月20日合同会議等を踏まえた質問事項】

（支援について）

① 前回（20日）の合同会議（以下、合同会議）で配布された**法律案の概要（以下、法案概要）**特措法関係における「事業者及び地方公共団体に対する支援」について、「事業者」の定義如何。また、現行法第24条第9項に定める「公私の団体又は個人」、同法第45条第1項に定める「住民」、同法同条第2項に定める「施設管理者等」との重複/差分を明らかにされたい。

※ 持続化給付金の対象に係る定義の混乱（NPO法人やフリーランスは対象か否か、等）を振り返ると、将来的な混乱を来さないよう、あらかじめ定義されるべき。

※ 一律10万円 or 個別30万円を事業者「以外」に給付した経験を振り返ると、将来的な混乱を来さないよう、あらかじめ定義されるべき。

② 法案概要・特措法関係4.（1）に定める「事業者に対する支援に必要な財政上の措置その他の必要な措置」について、「その他の必要な措置」の定義如何。また、当該「その他の必要な措置」と「財政上の措置」それぞれの発動基準、及び措置内容の検討基準如何。

※ いわゆるアベノマスク事業が、当該「その他の必要な措置」として発動され得るとも解釈できてしまうため、将来的な混乱を来さないよう、あらかじめ定義されるべき。

③ 合同会議で、まん延防止措置が目的で罰則規定を設けたとの口頭説明があったが、まん延防止措置の目的を達成するための支援として、法律に位置づけられているのか（休業要請に対する財政支援、入院義務や療養先からの外出禁止義務に対する代替措置、その間の要ケア保障も含む）。

（罰則等について）

④ 罰則を科されることとなると、検査の忌避や検査結果の隠蔽につながり、かえって感染症対策を妨げるとの一般社団法人日本公衆衛生学会・一般社団法人日本疫学会、一般社団法人日本医学会連合の各声明がある。公衆衛生にかえって逆効果となる罰則を設けるべきでは

ないのではないか。

⑤ 過料ではなく、刑事罰について、「猿払事件判決」の判断基準に照らして、内閣法制局は合憲性の議論をしたのか。

⑥ 移動の自由等、憲法が保障する人権と衝突するのではないか。悪質な行為や真に必要な場合に限らなければ憲法上許されない、入院という手段が合理的で必要かなどを検討したほか、裁判官らの判断がなければ適用されないなど、厳格な手続きがあることも踏まえて入院を強制する法律を合憲とした裁判例があるが、感染症法改正案は、行使の適正さを担保する仕組みも不十分で違憲の疑いが濃い、入院拒否が感染拡大を招いたという根拠も示されていないという見解があり（横大道聡慶應義塾大学法科大学院教授・朝日新聞1月19日）、違憲の疑いのある法律を成立させるべきではないのではないか。

⑦ コンメンタールによると「罰則がないから補償がない」との趣旨の記述があり、罰則が無いことは、現行法上補償が想定されていないことの4要素のうち1要素である、と合同会議で口頭説明があった。だとすれば論理的には、改正法案で罰則を規定したとしても、引き続き補償は想定されないままである、との解釈で良いか、見解を明らかにされたい。

⑧ 罰則規定について、特措法は、緊急事態宣言時とまん延防止等重点措置時で過料に差を設けているが、感染症法は、一律一年以下の懲役など、罰則規定に場合分けが存在しない。新型コロナウイルス感染症の拡大防止という共通の目的の下、罰則の設け方にこうした差が出るのは、どのような理由によるものか。そこにはどのような合理性が存在するか。

⑨ 法案概要・特措法関係1.(2)の命令違反への過料とあるが、まん延を防止するため必要がある事態が発生したと認める要件を政令に委任している。白紙委任では政府の恣意のままに私権制限ができることとなり、妥当ではないというべきではないか。起こったことの手当ではなく「まん延防止」はあまりにも漠然として、広範な私権制限を可能にしてしまう。行政罰でも、適正手続の要請に即し、明確であるべきではないか。「正当な理由なく」とあるが(1.(2))、これも全く不明確であり、「正当な理由」とは何か。このような曖昧な予防措置で私権を制限することには慎重であるべきではないか。やむを得ない状況があるというなら、立法段階で要件を提示すべきではないか。

⑩ 罰則付き命令で財産権を制約するのであればなおさら、正当な補償（憲法29条3項）が必要ではないか。「支援」（法案概要・特措法関係4）では曖昧である。

⑪ 命令違反、立入検査・報告徴収拒否へ行政罰を科すのであれば、不服申立て手続を備えるべきではないか。

⑫ 法案概要・感染症法等関係 3. 宿泊療養等 (2) ①(イ) 宿泊療養等の協力の求めに応じない者 (入院費用の自己負担徴収可) について、自己負担となると、一層宿泊療養に応じないのではないか。なぜあえて自己負担徴収を設けるのか。

(2) ②について、罰則によって入院を強制する規定の立法事実是不確かである。いくつかの悪質な事例があるとのことであるが、あくまでも伝聞情報であり、詳細な事情は不明であり、立法事実としては不十分ではないか。悪質な事例は偽計業務妨害や暴行などで対応しえた。それによって感染が広がったことも不明である。立法事実として十分とは到底いえないのではないか。

⑬ 「鼻だしマスク受験生」が建造物不退去の現行犯で逮捕された。すでに十分、「抑止力」になっている。法案概要・特措法関係 1. (3) に定めるまん延防止措置の要請に従わない住民がいた場合、改正法案の罰則等には該当しないという理解でよろしいか。

⑭ 「入院先から逃げた場合」とあるが、これは構成要件として不明確ではないか。確かに、検疫法 35 条に「逃げた者」に関する罰則があるが、当該規定は、「隔離又は停留の処分を受け、その処分の継続中に逃げた者」であり、処分を前提としない本改正案とは異なる。

⑮ 比較法的に、入院拒否に刑事罰を設けているところはあるか。

⑯ 警察、検察庁、裁判所にも陰圧室を設けるのか。逮捕勾留する場合どのように感染を防止するのか。そのような資源があるのであれば医療機関等への予算にあてるべきではないか。身柄拘束の間の治療はどうするのか。結局医療機関にお願いするとしたら、信頼関係がかえって壊されておりはじめから説得するよりも逆効果でないか。端的に非現実的ではないか。

⑰ 入院を拒否した場合の責任は自治体であると合同会議で口頭説明があったが、どの部署を想定しているのか。法律に位置づけはないのか。

⑱ 罰則の対象年齢は如何。児童の場合なども想定されうるのか。

⑲ 今般の特措法及び感染症法の改正後において、各地域の医療体制、検査体制や保健所体制 (積極的疫学調査) の構築に関する行政通知 (事務連絡等) の発出の根拠となる法律は、引き続き地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく地方公共団体に対する技術的助言であると理解してよいか。(通常国会の合同部会で当該条項であると回答を受けているが変わるのか)

⑳ 感染症改正案の 16 条の 2 (知事の要請・勧告) について、なぜ、特措法 31 条 (知事の要請・指示) に措置されている医療関係者への補償・損害賠償等の制度を設けていないのか。

②① 現在の医療現場では、病床数よりも、コロナの治療にあたる医療従事者の数が足りない事の方が深刻と言われる。また前回の緊急事態宣言下では、医療用物資の欠如が大きな問題になった。都道府県知事には、入院等の総合調整以上に、宿泊療養用に確保されたホテルも含めた医療の現場で働くスタッフ確保の要請と、医療物資の調達要請を行う権限を強化すべきと考えるが、政府の見解如何。

②② 入院の必要性を説明し同意を得るなど、実施機関の義務はないのか。また、入院の保証人がいない場合（例えば医療保護入院のように市長同意などの枠組みを設ける等）などの入院できるような措置は、特措法上に位置づけはないのか。

②③ 保健所はマンパワーを増やしても既にキャパオーバーであり、この先、ワクチン接種準備にも追われている。バーコードの作成、接種券の印刷発注など、手一杯である。保健所業務をこれ以上追い込まないスキームを国はどう想定し、都道府県裁量としているのか。「アベノマスク」の再検品を保健所に“丸投げ”し、手作業で確認作業を行った過去の経緯もある。保健所負担を、国として軽減するのか示されたい。

②④ 「実際に抜け出した人がいる」「説得に苦労した」と自治体から聞いていると合同会議で口頭説明があったが、具体的に、昨年からのどのような事例が何件あったのか、都道府県別かつ月ごとに示されたい。また、その背景にどのような理由があったのか示されたい。

②⑤ 合同会議で「現状でも強制入院できる」との口頭説明があったが、現状の件数を明らかにされたい。